

令和6年度畜産生産力・生産体制強化対策事業

実施主体

公 募 要 領

令和6年2月

農林水産省畜産局

第1 総則

畜産生産力・生産体制強化対策事業に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりとします。

なお、本公募は、令和6年度予算の成立を前提として行うため、今後変更があり得ますのであらかじめ御承知おきください。

第2 目的

本事業は、生涯生産性の向上や多様性を確保した家畜の系統・品種の活用促進等の取組、繁殖基盤の強化に資する繁殖肥育一貫経営等を育成する取組、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化を図る取組及び和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査の取組を支援することにより、我が国の畜産の生産基盤の強化を図ることを目的とします。

第3 公募対象事業の事業内容及び応募者の要件等

1 公募対象事業の内容等

公募対象事業の内容、補助率等は、別表1の「事業メニュー及び内容等について」のとおりとします。

2 応募の要件

公募対象事業の応募者の要件は、別表2の「事業内容及び応募者の要件について」のとおりとします。

3 申請人

公募対象事業の応募者は、応募に当たって、当該組織の代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者（以下「事業代表者」という。）を申請人とするを要することとします。この場合において、事業代表者は、補助事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとします。

第4 補助対象経費の範囲

1 公募対象事業の補助の対象となる経費は、第3の1の事業内容の実施に直接必要な別表3の「補助対象経費について」に記載されているもののうち、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。

2 応募に当たっては、補助事業期間中における所要額を申請していただきますが、事業実施計画等の審査の結果、申請のあった金額から減額する場合があります。

なお、補助事業等で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。

3 申請額については千円単位で計上してください。なお、補助金の支払は、原則として、事業終了後の精算払となります。

第5 申請できない経費

1 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとします。

（1）不動産取得に関する経費

（2）本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価とし

て労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、賞与その他の各種手当）

（３）事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

（４）事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

（５）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

（６）国の他の事業による補助金を受けた経費

（７）その他当該事業の実施に関連のない経費

第 6 事業実施期間

公募対象事業の実施期間は、令和 6 年度中とします。

第 7 事業実施主体の審査

1 審査の方法

（１）全国組織事業

別表 1 の 1 の全国組織事業について事業実施主体となりうる候補（以下「事業実施主体候補者」という。）の選定は、農林水産省畜産局（以下「畜産局」という。）において、審査して行うものとします。審査の過程は応募者に通知しないものとし、問合せにも応じないものとします。また、提出書類は返還しませんので御了承ください。

（２）地域組織事業

別表 1 の 2 の地域組織事業についての事業実施主体候補者は、応募者が所在する地域を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において、第 11 の 2 の（３）に掲げる書類について確認を行い、申請内容等について審査して行うものとします。応募内容について確認が必要な場合には、必要に応じ、地方農政局から提出書類の内容について問合せをすることがあります。審査の過程は応募者に通知しないものとし、問合せにも応じないものとします。また、提出書類は、返還しませんので御了承ください。

2 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

（１）提出された申請書類について、応募要件（応募者の要件、申請金額、事業期間等）及び事業実施計画の内容についての形式審査を実施します。

なお、応募要件を満たしていないものについては、（２）以降の審査の対象から除外されます。

（２）審査は、３に掲げる審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募者に対しヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとします。

また、必要に応じて、技術的・専門的な知見を有する者からの意見を聴取することができるものとします。

(3) (2)の結果を踏まえ、事業実施主体候補者を選定します。

3 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

(1) 事業執行体制の妥当性

事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。

(2) 事業執行方法の妥当性

取組内容、取組手法が明確であるか。

(3) 事業計画等の妥当性

① 事業計画等（事業内容、事業費等）が適当であるか。

② 本事業の実施能力を有しているか。

(4) 補助金管理体制の妥当性

補助金の管理が適正に行われるよう、会計規程を整備済みであり、適正な執行体制を有しているか。

決算時において、財務状況が健全な団体であるか。

(5) 交付決定取消の原因となる行為の有無

過去3か年に国からの交付決定取消を受けていないか。

(6) その他考慮する事項

事業ごとに①及び②について考慮。

① 障害者の就労の有無

障害者が就労しているか（就労している場合は加点）。

② みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無

事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画の認定を受けているか（認定を受けている場合は加点）。

4 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、事業実施主体候補者を決定次第、畜産局又は地方農政局より速やかに応募者に対して通知します。

なお、審査結果の通知については、事業実施主体候補者となった旨を通知するものであり、別途必要な手続を経て、正式に補助金の交付決定が行われることになります。

第8 事業の実施について

本事業は、令和6年度予算の成立後に施行する「畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱」及び「畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領」（以下「要綱等」という。）に従い、事業を実施していただくことになります。

第9 重複申請等の制限

応募者が、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消されるものとします。

1 同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金の交付を受けている場合又は

採択が決定している場合

なお、他の事業への申請段階（採択が決定していない段階）での本事業への申請は差し支えないものとしますが、他の事業への申請内容、採択の結果により、本事業の審査対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消される場合があるものとします。

2 不適正経理に伴う応募資格の停止

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加を認めないこととします。

第 10 採択後の事業代表者の責務等

補助金の交付決定を受けた事業代表者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとします。

1 事業の推進

事業代表者は、要綱等を遵守し、事業実施上のマネジメント、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならないものとします。

特に、交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業代表者の下で一括して行うものとします。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとします。

- (1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）等が適用されるものとします。
- (2) 「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）に基づき、畜産局長は補助事業等の厳正かつ効率的な執行を遵守することとされたことを踏まえ、事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、計画的かつ的確に遂行しなければならないものとします。
- (3) 事業の一部を他の民間団体等に委託した場合、事業代表者は、補助事業全体の責任者として、配分先における補助金の経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等。以下同じ。）状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないよう十分注意するとともに、会計検査担当者と協力して、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めなければならないものとします。
- (4) 事業代表者及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めるものとします。
- (5) 補助金の交付を受けた事業実施主体及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、補助金に係る経理管理を、当該組織の会計部局等において実施するものとします。

なお、特殊な事情により、当該組織の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確

認を受けるなど、適正な執行に努めるものとします。

- (6) 補助事業の実施に当たり、人件費を補助対象とする場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき人件費を算定するものとします。

3 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、必要な報告を行わなければならないものとします。

また、農林水産省は報告のあった成果を事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければなりません。

第 11 応募方法等

1 応募書の作成及び提出

別記様式により、「畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書」他を作成し、提出期間内に提出してください。

2 応募方法

提出期間、提出先及び提出書類等については以下のとおりです。

(1) 提出期間

全国組織事業：令和 6 年 2 月 8 日（木曜日）から令和 6 年 2 月 29 日（木曜日）17 時まで（必着）

地域組織事業：令和 6 年 2 月 8 日（木曜日）から令和 6 年 2 月 29 日（木曜日）17 時まで（必着）

とします。

(2) 提出先・問合せ先

① 全国組織事業

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省 畜産局（「別表 1 の 1」の「提出先」の欄を参照。）

畜産振興課：電話 03-6744-2587

メールアドレス：chikushin_koubo@maff.go.jp

食肉鶏卵課：電話 03-6744-2130

メールアドレス：chikushin_koubo@maff.go.jp

② 地域組織事業

- ・応募者の所在地：北海道

北海道農政事務所生産支援課

〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22

電話：011-330-8807（直通）

メールアドレス：rakuchiku_hn@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北農政局生産部畜産課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1

電話：022-221-6198（代表）（内線 4093）

メールアドレス：tohoku_chikusan_info@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

関東農政局生産部畜産課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

電話：048-740-0027（直通）

メールアドレス：tikusan_kanto@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：新潟県、富山県、石川県、福井県

北陸農政局生産部畜産課

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60

電話：076-232-4317（直通）

メールアドレス：tikusan_hokuriku@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：岐阜県、愛知県、三重県

東海農政局生産部畜産課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2

電話：052-223-4625（直通）

メールアドレス：tokai_chikusan_info@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿農政局生産部畜産課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

電話：075-414-9022（直通）

メールアドレス：kinki_chikusan_siryo@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

中国四国農政局生産部畜産課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1

電話：086-224-4511（代表）

メールアドレス：tikusan_ka_chushi@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州農政局生産部畜産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日 2-10-1

電話：096-300-6290（直通）

メールアドレス：kyusyu_shiryo@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：沖縄県

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課畜産振興室

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

電話：098-866-1653（直通）

メールアドレス：okinawa_chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp

(3) 提出書類

以下の書類を提出してください。提出書類は返還しません。また、機密保持には十分配慮します。

- ・ 応募申請書類チェックシート（全国組織事業のみ）
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書
- ・ 事業実施計画書
- ・ 環境負荷低減の取組強化に関するチェックシート
- ・ 応募者の経歴（概要）、応募者の定款（又は規約）など応募者の活動が分かる資料（ただし、前年度に採択された応募者については、内容に変更が無い場合に限り省略することができます。）

※ 応募書類の提出は、原則として「郵送、電子メール又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には提出先に連絡して確認の上、「持参」することができます。なお、電子メールでの提出の場合は、提出先に連絡してください。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって郵送してください。1つの封筒に入れ、「畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書在中」と表に朱書きをして提出してください。なお、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。

※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して御提出ください。

※ 応募書類の差替えは固くお断りいたします。

※ 応募書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出してください。（様式は農林水産省ホームページからダウンロードできます。）

※ 応募書類を電子メールにより提出を希望する場合には、問合せ先の送付先アドレスを確認し、件名を「畜産生産力・生産体制強化対策事業の応募書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載してください。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その〇（〇は連番）」としてください。

第12 公示への委任

この要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、農林水産省のホームページに掲載することにより行います。

別記様式

番 号
年 月 日

(全国組織事業の場合)
農林水産省畜産局長 殿

(地域組織事業の場合)
〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住所
称号又は名称
代表者氏名

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体への応募について

畜産生産力・生産体制強化対策事業に係る公募要領第 11 の 1 に基づき、別添のとおり応募します。

添付資料

〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇

※複数の事業に応募する場合は、それぞれの事業ごとに別添を作成し、本様式に添付し、提出して下さい。

応募申請書類チェックシート

応募事業名	畜産生産力・生産体制強化対策事業 (〇〇)
--------------	--------------------------

注：(〇〇) については、別表 2 の 1 の事業名及び事業メニュー欄の事業のうち応募する事業名を記載する。

応募者 チェック欄	様 式	申 請 書 類
☐		応募申請書類チェックシート（本紙）
☐	別記様式	公募申請書
☐	別記様式 別添 2	畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書
☐	実施計画書様式	事業実施計画書
☐		謝金、賃金の設定根拠となる資料、応募団体の定める賃金支給規則
☐		応募団体の概要、定款（又は規約）、業務方法書など活動が分かる資料
☐		直近の総会資料（財務諸表を添付すること） ※事業実施主体の分のみで可。
☐	別紙様式 別添 3	環境負荷低減に向けた取組強化に関するチェックシート（※）

注 1：申請書類について漏れがないかチェックのうえ、郵送時は本紙も提出してください。

2：本紙は、応募 1 件ごとに 1 枚作成してください。

※ みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づき、環境負荷低減に向けた取組強化のため事業実施年度に実践する内容をチェックシートで提出すること。

畜産経営体：（別添 3－1）みどりのチェックシート（畜産）

それ以外：（別添 3－2）環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

別添 2

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施主体応募書

応募事業名	
-------	--

受付番号
※ 応募者は記入し
ないこと。

(注) 応募事業名には別表 2 の 1 又は 2 の 2 の「事業名」及び「事業メニュー」欄の事業メニュー名を記載する。

1 応募者の概要

・次の項目について記載

事業実施主体			
申請者 (事業代表者)	所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL FAX		
会計担当者	所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL FAX メールアドレス		
事務連絡先	所 属 機 関 所 属 部 署 職 名 氏 名 〒 住 所 TEL FAX メールアドレス		

2 事業執行体制について

- ・次の項目について具体的に記載
 - ① 事業を執行するための人員、事務処理体制、管理体制について
 - ② 組織のフロー図（既存の印刷物等のコピーでも可）

3 事業執行方法について

- ・次の項目について具体的に記載
 - ① 取組内容、執行手法は明確であるか。

4 事業計画等について

- ・次の項目について具体的に記載
 - ① 事業実施計画等が適当であるか。
 - （※ 事業実施計画書及びその他申請書類を添付）
 - ② 事業実施計画等の的確な策定（事業内容、事業費等）及び事業実施・点検の進め方について

5 補助金管理体制について

- ・次の項目について、具体的に記載
 - ① 会計規程の整備及び執行体制について
 - ② 現在の財務状況について

6 過去3カ年に交付決定取消を受けていないか

- ・受けていない場合は、右の□に✓を記入

☐

7 その他考慮する事項

（1）障害者の就労について

- ・障害者が就労している場合は、右の□に✓を記入

※該当する場合、審査において加点される事業があります。

☐

（2）みどりの食料システム法に基づく計画の認定状況について

- ・事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて

受益する者がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合は、右の□に✓を記入

☐

※該当する場合、審査において加点される事業があります。✓を記入する場合は、当該計画と当該計画に係る認定書を添付してください。

(注)内容は追加的に照会する必要がないよう、公募要領における審査の観点を踏まえ、具体的に記入すること。(特に枚数は問わない。)

みどりのチェックシート（畜産）

近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境対策の両立が求められています。そのため生産者の皆様にまず取り組んでいただきたい以下の基礎的な取組について、御確認いただき、その実践・点検に御活用ください。

★実践している項目には、□にチェックを入れてください。
チェックの判断基準は、解説書を御確認ください。

① ☐		みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。	解説書 P1
【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】			
② ☐		畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない。	解説書 P1
③ ☐		プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。	解説書 P2
④ ☐		(※特定事業場の場合) 排水処理においては、水質汚濁防止法を遵守している。	解説書 P2
⑤ ☐		(※飼育頭数が一定規模以上の場合) 家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している。	解説書 P3
【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】			
⑥ ☐		GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している。	解説書 P4
⑦ ☐		アニマルウェルフェアについて、農林水産省が定める畜種ごとの飼養管理に関する技術的な指針等に沿って飼養管理すること等が求められていることを認識している。	解説書 P6
【省エネ、環境法令に応じた対応】			
⑧ ☐		機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している。(定期メンテナンス、点検記録作成等)	解説書 P6
⑨ ☐		作業安全に配慮した適正な作業環境への改善(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)を行っている。	解説書 P7
【農薬、肥料の取扱い】 ※飼料生産 (委託含む) を行っている場合			
⑩ ☐		農薬の適正な使用・保管を行っている。	解説書 P9
⑪ ☐		農薬の使用状況等の記録を保存している。	解説書 P10
⑫ ☐		病害虫・雑草が発生しにくい生産条件(作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等)を整備している。	解説書 P10
⑬ ☐		肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。	解説書 P11
【遺伝資源保護】 ※和牛生産を行っている場合			
⑭ ☐		家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守している。	解説書 P12

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	☐
☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウオームピ ズ・クーラーピズ、燃費効率のよい機械の利用 等) ように努める	☐
☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑦ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐	☐
⑧ 資源の再利用を検討	☐	☐
(6) 生物多様性への悪影響の防止	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑨ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐	☐
⑩ ※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐	☐
(7) 環境関係法令の遵守等	申請時 (します)	報告時 (しました)
⑪ みどりの食料システム戦略の理解	☐	☐
⑫ 関係法令の遵守	☐	☐
⑬ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐	☐
⑭ ※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐	☐
⑮ 正しい知識に基づく作業安全に努める	☐	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の「申請時」・「報告時」のチェックは不要です。

(別表 1 の 1)

事業メニュー及び内容等について（全国組織事業）

事業名	事業メニュー及び内容	補助金の 予定額	補助率	提出先
1 家畜 能力等 向上強 化推進	(1) 乳用牛 ① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進 遺伝子解析情報に基づく乳牛改良を推進するために行う、 遺伝子検査による選抜、遺伝子解析情報に基づき長命連産性 に優れた乳牛改良のために必要な、生産性、体型データ等を 収集し、遺伝的能力評価を実施する取組に対する助成。 ② 多様な育種素材の評価活用対策 特色ある優良遺伝資源の活用のために行う、ジャージー種 等（ホルスタイン種以外）の乳用牛の多様な品種の受精卵導 入に対する助成。	175,203 千円 以内	定額 1 / 2 以内（ただし、 受精卵については1個 当たり 50 千円、性判別 受精卵については1個 当たり 65 千円を上限 とする。）	農林水産省畜産局 畜産振興課 家畜改良推進班
	(2) 肉用牛 ① 地域固有系統の再構築等支援対策 ア 近交係数上昇抑制改良手法の検討 遺伝子解析情報を活用した系統分類手法の確立による 近交係数上昇抑制改良手法の確立に向けた取組に対する 助成。 イ 地域固有系統の再構築 牛群の系統等を造成・再構築しようとする農業者集団が 行う検討会の開催、新たな系統分類手法を活用した遺伝資 源等の実態調査、交配計画の作成・指導、研修会の開催等 の取組に対する助成。 ② 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化 等対策	136,247 千円 以内	定額 定額（ただし、ウにつ いては1 / 2 以内）	農林水産省畜産局 畜産振興課 技術第1班

ア 産肉情報基盤の強化・活用 遺伝的能力評価を活用した和牛改良を推進するために 行う、枝肉情報、血統情報など、遺伝的能力評価に必要な データの収集・分析と、分析結果の活用方法等を検討する 取組に対する助成。 イ 新たな改良形質の検討・評価 枝肉情報以外の形質に注目した評価に向けたデータ収 集・分析と評価手法等を検討する取組に対する助成。 ウ 肉用牛の出荷時期早期化対策 肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器の導 入、機器の活用マニュアルの作成及び技術研修会の開催 の取組に対する助成。			
(3) 豚 ① 遺伝子検査等の推進 SNP 情報を活用した改良により、優良な種豚を作出するた め、遺伝子検査、肉質等の検査・分析、検査に供するサンプ ルの購入、指定交配等を行う取組に対する助成。 ② 産肉能力の改良推進 産肉能力に関する信頼度の高いデータを収集するため、デ ータ収集体制の構築に向けた検討会の開催や、正確なデータ 測定方法の指導、得られたデータの分析等を行う取組に対す る助成。 ア 産肉能力データ収集体制の構築 イ 産肉能力データ測定機器の導入	29,354 千円 以内	定額（ただし、指定交 配を行う場合は、1 頭 当たり 100 千円を交付 する。） 定額 1 / 2 以内	農林水産省畜産局 畜産振興課 中小家畜振興推進 班
(4) 鶏 ① 始原生殖細胞（P G C s）の凍結保存等技術の習得及び普 及 ア 技術習得の推進 改良増殖を重ねてきた地鶏等の近交係数の上昇を抑制 し生産性を回復させることや、高病原性鳥インフルエン ザにより改良してきた系統が全て殺処分されても再生	9,982 千円 以内	定額	農林水産省畜産局 畜産振興課 技術第 2 班

	(遺伝資源の再生)を可能とする始原生殖細胞(PGCs)の凍結保存等技術について、実技指導等の技術習得に必要な技術者養成研修会を開催する取組に対する助成。 イ 技術普及の推進 始原生殖細胞(PGCs)の凍結保存等技術を広く普及するため、アの技術者養成研修会に参加した技術習得者等による改良現場の養鶏関係者を対象としたセミナーを開催する取組に対する助成。 ② 始原生殖細胞(PGCs)の凍結保存等技術を導入及び推進する取組 遺伝資源の安定的かつ持続的なリスク管理を定着させるため、種鶏の始原生殖細胞(PGCs)凍結保存に必要なシステムを導入する取組に対する助成。		1 / 2 以内	
2 繁殖 肥育一貫経営 等育成 支援	(1) 肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援 肉用牛の肥育期間・出荷月齢の早期化に向け、全国で早期出荷を普及する取組や地域で早期出荷を実証する取組に対する助成。	80,524 千円 以内	定額(地域での早期出荷実証については、実証に供する子牛1頭当たり150千円・1地域当たり50頭以内、実証に供する肥育牛1頭当たり135千円・1地域当たり50頭以内を上限とする。)	農林水産省畜産局 畜産振興課 技術第1班
	(2) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策 繁殖肥育一貫化に向け、肥育経営等が、交雑種雌牛等へ和牛の受精卵を移植することにより、繁殖雌牛を確保する取組に対する助成。		定額(交雑種の導入については1頭当たり15千円以内とする。) 1 / 2 以内(受精卵の移植については1頭当たり70千円を上限とする。発情同期化については1頭当たり5千	

			円を上限とする。)	
	(3) 公共牧場の新たな活用 公共牧場を利活用した、繁殖肥育一貫経営への円滑な移行を図るための次に掲げる取組。 ① 公共牧場の利用状況調査及び情報提供 公共牧場の所在地・受入畜種等の基本情報及び利用条件等に関する調査並びにこれらの情報をリスト化した情報の提供。 ② 優良事例等普及推進 公共牧場の利活用に関する優良事例等の調査及びパンフレットの作成、ホームページへの掲載による優良事例等の普及。		定額	
3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進	(1) 早期出荷牛肉の品質評価 早期出荷牛肉の認知度向上及び理解醸成を図るため、早期化牛肉及び慣行肥育牛肉の成分検査、食味検査等を実施する取組。	71,487 千円以内	定額	農林水産省畜産局 食肉鶏卵課 食肉流通班
	(2) 先進地調査 肉用牛の短期肥育・出荷月齢の早期化に取り組む先進地の調査の実施。		定額	
4 和牛の信頼確保対策	(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築を図るために行われるモニタリング調査の計画づくりのための検討会を開催する取組に対する助成。	35,000 千円以内	定額	農林水産省畜産局 畜産振興課 技術第1班
	(2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査 (1)で策定した計画に基づいた遺伝子型の検査による親子判定を行う取組に対する助成。		定額	

(別表 1 の 2)

事業メニュー及び内容等について（地域組織事業）

事業名	事業メニュー及び内容	補助率	備考
1 家畜 能力等 向上強 化推進	(1) 肉用牛 ① 多様な種雄牛の活用促進対策 ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金 多様な牛肉生産に対するニーズに即した多様形質等を持つ種雄牛 の利用を促進するため、希少系統等の種雄牛産子の枝肉成績の提供 に協力する肥育生産者に対し、奨励金を交付する取組に対する助成。	定額（1 頭当たり 20 千円を上限とする。）	

(別表 2 の 1)

事業内容及び応募者の要件について（全国組織事業）

事業名	事業メニュー	個別要件	共通要件
1 家畜能力等向上強化推進	(1) 乳用牛 ① 遺伝子解析情報を活用した長命連産の乳用牛の改良推進 ② 多様な育種素材の評価活用対策	事業内容に掲げる遺伝子検査やデータ収集等を行うために必要な乳用牛について十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。	次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者のうち、全国を区域とする者であること。ただし、事業メニュー欄の鶏については、次の(1)から(4)まで又は個別要件の(2)のいずれかに該当する者であること。 (1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） (3) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。） (4) (1)から(3)までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団
	(2) 肉用牛 ① 地域固有系統の再構築等支援対策	事業実施のために必要な肉用牛の遺伝子育種について十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。	
	② 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策	事業内容に掲げるデータの収集等を行うために必要な肉用牛の改良について十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。	
	(3) 豚 ① 遺伝子検査等の推進	事業内容に掲げる検査・分析等を行うための十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。	
	② 産肉能力の改良推進	事業内容に掲げる産肉能力のデータ収集・分析を図るた	

		めの十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。
	(4) 鶏 ① 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得及び普及 ② 始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術を導入及び推進する取組	(1) 事業内容に掲げる始原生殖細胞（PGCs）の凍結保存等技術の習得等を行うために必要な鶏について十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。 (2) 応募者は、共通要件の欄の1から4まで又は民間企業、特定非営利活動法人、独立行政法人、協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）、都道府県（②の取組に限る。）のいずれかに該当する者であること。
2 繁殖肥育一貫経営等育成支援	(1) 肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に向けた取組支援	事業を推進するために必要な肉用牛の早期出荷に関する十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。

	(2) 繁殖肥育一貫経営への円滑な移行対策	事業を推進するために必要な繁殖技術に関する十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。
	(3) 公共牧場の新たな活用	事業内容に掲げる公共牧場の利用状況調査等を行うために必要な公共牧場の管理・運営に関する知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。
3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進	(1) 早期出荷牛肉の品質評価 早期出荷牛肉の認知度向上及び理解醸成を図るため、早期化牛肉及び慣行肥育牛肉の成分検査、食味検査等を実施する取組 (2) 先進地調査 肉用牛の短期肥育・出荷月齢の早期化に取り組む先進地の調査の実施	事業内容に掲げる早期出荷牛肉の品質評価等を行うために十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。
4 和牛の信頼確保対策	(1) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング体制の構築 (2) 遺伝子型の検査による親子判定のモニタリング調査	事業内容に掲げる遺伝型の検査等を行うために必要な技術に関する十分な知見を持ち、本事業を効果的に実施できる体制を有すること。

(別表 2 の 2)

事業内容及び応募者の要件について（地域組織事業）

事業名	事業メニュー	個別要件	共通要件
1 家畜能力等向上強化推進	(1) 肉用牛 ① 多様な種雄牛の活用促進対策 ア 希少系統種雄牛産子肥育奨励金	事業を推進するために必要な知見及び効果的な実施体制を有すること。	次の(1)から(9)までに該当する者であること。 (1) 農事組合法人（農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に定める農事組合法人をいう。以下同じ。） (2) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。） (3) 株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。 ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの。 イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの（(2)又は(7)に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。 (4) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項の特定農業団体をいう。） (5) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付け

			ているものに限る。) (6) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。) (7) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) (8) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。) (9) 3戸以上の農業者から構成される集団又は3戸以上の農業者及び農協等で構成される集団とし、次の事項について規約を定めていること。 ア 生産者集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項 イ 生産者集団の組織及び運営に関する事項 ウ 集団活動に関する事項 エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項
--	--	--	---

(別表 3)

補助対象経費について

I 共通経費

費目	細目	内容	留意事項
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかった場合は原則 3 社以上の見積もりによる随意契約とすること。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代にかかる経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷にかかる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献にかかる経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料にかかる経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なホームページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3 万円未満のものに限る。） ・CD-ROM 等の記録媒体（3 万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3 万円未満のものに限る）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。

	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費	試験・分析費	事業を実施するために直接必要	

		な分析、試験、加工等を専ら行う経費	
	その他役務費	事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等に係る経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

Ⅱ 事業別経費

1 家畜能力等向上強化推進

（1）共通項目

費目	細目	内容	留意事項
事業費	サンプル取得・郵送・検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費	

（2）乳用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	家畜等購入費	精液の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	凍結精液使用・管理器具購入費	凍結精液の使用・管理に必要な器具の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	受精卵導入費	受精卵及び性判別受精卵の導入にかかる経費	物品受払簿で管理すること。

	受精卵生産費 ・移植費	受精卵の生産に必要な経費及び 生産した受精卵を移植する経費	
--	----------------	----------------------------------	--

(3) 肉用牛

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	枝肉成績の提供に協力する肥育 生産者に対し交付する奨励金	
	新たな改良形 質測定機器の 購入費	新たな改良形質を測定するため に必要な機器（不飽和脂肪酸を 測定するための光学測定器等） の購入にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。
	生体肉質診断 機器の購入費	肥育牛の出荷適期を見極めるた めに必要な機器（肥育牛の肉質 を生体で診断するための超音波 診断機器等）の購入にかかる経 費	財産管理台帳を整備すること。

(4) 豚

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	指定交配を実施する種豚生産者 に対し交付する奨励金	
	プログラム開 発・改修費	種豚データ分析のためのプログ ラム開発・改修にかかる経費	
	データ測定機 器の購入費	産肉能力に関するデータを測定 するために必要な機器（体重測 定器、超音波測定器等）の購入 にかかる経費	財産管理台帳を整備すること。

(5) 鶏

費目	細目	内容	留意事項
事業費	システム導入 費	始原生殖細胞（PGCs）凍結 保存システムの導入にかかる経 費	財産管理台帳を整備すること。

2 繁殖肥育一貫経営等育成支援

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	・早期出荷を実証するコンソー シアムに対し交付する奨励金 ・受卵牛として交雑種雌牛を導入 する生産者に対し交付する奨 励金	

	受精卵導入費	和牛の受精卵の導入にかかる経費	物品受払簿で管理すること。
	受精卵移植費	導入した受精卵の移植にかかる経費	
	発情同期化経費	受精卵移植の際に行う発情同期化にかかる経費	本事業における受精卵移植実施牛を対象とする。

3 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進

費目	細目	内容	留意事項
事業費	サンプル取得・郵送・検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費	

4 和牛の信頼確保対策

費目	細目	内容	留意事項
事業費	サンプル取得・郵送・検査費	本事業を実施するために直接必要なサンプルの取得・郵送・検査に必要な経費	